

市内指定居宅介護支援事業所管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算（令和5年度後期分）について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記について、次のとおり令和5年度後期分の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書の作成及び提出時期となります。つきましては、すべての居宅介護支援事業所において、高齢者事業推進課ホームページから「2. 適用状況に係る報告書及び別紙（令和5年度後期用）」をダウンロードの上、作成してください。

作成の流れについては、「フローチャート（P. 2）」の通りです。提出書類については、「提出書類一覧（P. 3）」より御確認ください。

期限までに報告書等の提出がない場合は、たとえ正当な理由があったとしても、減算が適用されますので充分御注意ください。

提出期限 令和6年3月15日（金）【消印有効】

※後納郵便等、消印が確認できないものについては、十分余裕をもって御提出ください。

※3月15日（金）閉庁後（17:15～）の市役所への直接持込はできません。

なお、厚生労働省から平成28年5月30日に通知が出ているとおり、本市では当面の間、通所介護、地域密着型通所介護を分けて計算する方法と、合算する方法どちらでも可能とします。合算する場合、**報告書②**の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出していますか。」について「はい」を選択してください。

<高齢者事業推進課ホームページ URL>

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000036049.html>

詳しくは、同ホームページ内「事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン」を御確認ください。

注意

- ・ **位置付けた居宅サービス計画数が1件であるため、紹介率最高法人の紹介率が100%になる場合も、報告書の提出は必要です。**
- ・ 報告書について、誤って神奈川県宛てに送付してしまったケースが見受けられました。川崎市内に所在する事業所については、川崎市宛てに送付してください。

フローチャート

ホームページの「2. 適用状況に係る報告書及び別紙（令和5年度後期用）」の「報告書②」において、各サービスの（3）における集計結果である「C」欄のうち、いずれか1つでも80%を超えていますか。

↓ 1、はい

↓ 2、いいえ

特定事業所集中減算の「正当な理由」に該当しますか。
※ ホームページの『3. 「正当な理由」の判断基準』より御判断ください。

現在、特定事業所集中減算を適用していますか。

「正当な理由」のいずれかに該当する

「正当な理由」のいずれにも該当しない

減算を適用している

減算を適用していない

【A】正当な理由あり
提出書類の内容について、「正当な理由」に該当するか審査を行います。

【B】正当な理由なし
「正当な理由」のいずれにも該当しないことが明白な場合は、**減算適用**となる旨を記載し、川崎市に提出してください。

【C】現在、特定事業所集中減算が適用されているが、令和5年度後期分から解消する場合
減算適用を終了する旨を記載し、川崎市へ提出してください。

【D】現在並びに令和5年度後期分も特定事業所集中減算が適用されていない場合
報告書を川崎市へ提出することは不要です。
※ 作成した報告書は、事業所内で5年間保管してください（別紙についての記入は必要ありません）。

※ 期限までに報告書等の提出がない場合、たとえ正当な理由があったとしても、**減算が適用されます**ので御注意ください。

審査結果の通知については、報告書を御提出いただいた全ての事業所に対して、4月中旬～下旬を目処に発送します（**【B】正当な理由なし**の事業所については、「加算届管理票」の受理書も同時にお送りします）。

- ・ 上記の審査結果の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの結果が示された事業所については、4月～9月サービス提供分の報酬について**減算請求が必要**となります。
- ・ また、**【A】正当な理由あり**の場合で、審査の結果、正当な理由として認められず、報酬体制が変わる場合には、同通知により「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「加算届管理票」を川崎市に提出していただくよう、依頼する場合があります。
- ・ 報告書及び別紙提出の際には、必ず控えをとっていただくとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒にして、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認させていただきます。

提出書類一覧

※フローチャート（P. 2）の【A】【B】【C】【D】より御確認ください。

※書類提出の際に、ホチキス止め等をしないでください。

1、80%を超えた場合

【A】 正当な理由あり

- ① 特定事業所集中減算の適応状況に係る報告書（令和5年度後期用）
※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** を御提出ください
- ② 報告書（別紙）
※サービス毎に1部ずつ作成してください。
- ③ 居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書（正当な理由ケース5で報告する場合）
- ④ 84円分の切手を貼付した返信用封筒

【B】 正当な理由なし

- ① 特定事業所集中減算の適応状況に係る報告書（令和5年度後期用）
※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** を御提出ください
- ② 報告書（別紙）
※サービス毎に1部ずつ作成してください。
- ③ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ④ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑤ 加算届管理票
- ⑥ 84円分の切手を貼付した返信用封筒

③～⑤については、
特定事業所集中減算適用
となる旨を記載して
ください。

2、80%を超えていない場合

【C】 現在、特定事業所集中減算が適用されているが、令和5年度後期分から解消する場合

- ① 特定事業所集中減算の適応状況に係る報告書（令和5年度後期用）
※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** を御提出ください
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 加算届管理票
- ⑤ 84円分の切手を貼付した返信用封筒

②～④については、
特定事業所集中減算適用
が終了する旨を
記載してください。

【D】 現在並びに令和4年度後期分も特定事業所集中減算が適用されていない場合

川崎市への提出書類はありません。作成した報告書は事業所内で5年間保管してください。

提出先

↓送付の際は、このラベルを切り取り使用してください

〒210 - 8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

【特定事業所集中減算報告書 在中】

(高齢者事業推進課事業者指定係 担当)

電話 044 - 200 - 2469

FAX 044 - 200 - 3926